

第2章 障がい者手帳の交付

障がいのある方々が一貫した相談や支援を受けられるように手帳が交付されます。福祉手当の支給や税金の控除など、手帳を持つことで様々なサービスが受けられます（※等級に応じて異なります）。

（1）身体障がい者手帳の交付

＜内容＞

視覚、聴覚、平衡機能〔身体のバランスをとる機能〕、音声・言語機能、そしゃく機能〔食べ物を歯で噛み粉碎する機能〕、肢体〔手足、体幹等〕、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

＜申請手続＞

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師※の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。

なお、15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになります。

また、HIV感染による免疫機能障がいにかかる申請については、代理申請又は郵送による申請・交付が認められます。

※下記 Web ページから、指定医師を検索できます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=shiteishi>

※QR コードは 68 ページ

＜窓口＞

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課

【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.pdf>

※QR コードは 69 ページ

【手帳の交付対象となる障がいの範囲】

1. 次に掲げる視覚障がいで、永続するもの

- ① 良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常（遠視、近視、乱視など）がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.1 以下のもの
- ② 良い方の眼の視力が 0.6 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

- ③ 周辺視野角度（I / 4 視標による。）の総和がそれぞれ 80 度以下又は両眼中心視野角度（I / 2 視標による。）が 56 度以下のもの
 - ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
 - ⑤ 両眼解放視認点数が 100 点以下又は両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能〔身体のバランスをとる機能〕の障がいで、永続するもの
- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
 - ② 一耳（片方の耳）の聴力レベルが 90 デシベル以上、他の耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
 - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
 - ④ 平衡機能〔身体のバランスをとる機能〕の著しい障がい
3. 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能〔食べ物を歯で咬み粉碎する機能〕の障がい
- ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能〔食べ物を歯で咬み粉碎する機能〕の喪失
 - ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能〔食べ物を歯で咬み粉碎する機能〕の著しい障がいで、永続するもの
4. 次に掲げる肢体不自由
- ① 一上肢〔腕や手〕、一下肢〔足〕又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの
 - ② 一上肢〔腕や手〕のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢〔腕や手〕の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ③ 一下肢〔足〕をリスフラン関節〔足根中足関節〕以上で欠くもの
 - ④ 両下肢〔足〕のすべての指を欠くもの
 - ⑤ 一上肢〔腕や手〕のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢〔腕や手〕の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、HIV 感染による免疫又は肝臓の機能の障がいで永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの

○等級一覧表はこちら

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis17.xls>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis17.pdf>

※QR コードは 70 ページ

○身体障がい者手帳認定の手引き

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/tetyo/sinsakijun.html>

※QR コードは 70 ページ

(2) 療育手帳の交付

《内容》

知的障がいと判定した方に交付します。手帳には、障がいの程度によって、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。

《申請手続》

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。

《窓口》

居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課

【福祉事務所・町村障がい福祉担当課一覧】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.xls>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1206/00084640/tebikis01.pdf>

※QR コードは 67 ページ

※障がい福祉サービスについては、療育手帳の所持は必須ではありません。障がい福祉サービスの申請に関する詳細については、各市町村にお問い合わせください。

(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付

《内容》

次ページの交付対象となる障がいの範囲及び等級に該当する方に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費（精神通院医療〔P46 参照〕）の支給認定を受けることができます。（詳細につきましては、居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）にお問い合わせください。）

《申請手続》

最寄りの市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書（所定の様式のもので、※初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの）又は障がい年金証書の写しに写真を添えて、住所地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）に提出してください。

なお、年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。

- ① 直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し
- ② 年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」

《窓口》

居住地の市町村精神保健福祉担当課（東大阪市では保健センター）

※障がい福祉サービスについては、精神障がい者保健福祉手帳の所持は必須ではありません。障がい福祉サービスの申請に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。

○生活保護を受給している方の障がい者加算について

生活保護の受給対象となる方が、障がい年金を受給しておられる場合や障がい者手帳を取得されている場合など（症状固定日以後または症状が固定していなくても障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6ヵ月経過後等）、その障がいの等級などにより、障がい者加算が受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村等の生活保護担当課にお問い合わせください。

【手帳の交付対象となる障がいの範囲及び等級】

1. 障がいの範囲

統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい（記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい）、発達障がい及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。

2. 障がい等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障がい基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

- ・ 1級 精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ・ 2級 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
- ・ 3級 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日



©2014 大阪府もずやん